

## 行方市議会議員一般選挙

行方市選挙管理委員会

(麻生庁舎 総務課内)

☎0299(72)0811

投票日 4月26日(日)

午前7時～午後6時

【選挙すべき人員】 20人

【投票所】 市内22カ所(衆議院議員選挙から変更はありません)

※投票所入場券に記載されており、すので、必ずご確認ください。

【投票できる人】

次の2つの条件をすべて満たす人が投票できます。

①年齢要件 平成7年4月27日までに生まれた日本国民

②居住要件 平成27年1月18日までに行方市に住民登録し、引き続き行方市に住民登録されている方

※投票日までに市外に転出された人は、転出日以降は投票できません。

【期日前投票のご案内】

投票日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

期間：4月20日(月)～4月25日(土)

時間：午前8時30分～午後8時  
場所：麻生庁舎1階ロビー

北浦庁舎1階 第4会議室

玉造庁舎1階ロビー

※この期日前投票所でも投票することができます。

※投票の際にはご本人分の入場券を切り離して持参してください。まだ入場券が届いていない場合でも投票できますので、係員にその旨お伝えください。

【不在者投票のご案内】

①滞在地での不在者投票

出張などで行方市において投票できない場合は、滞在地などの選挙管理委員会での不在者投票ができます。

②病院等(県からの指定施設)での不在者投票

不在者投票をすることができる指定病院、指定老人ホームなどに入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは施設代表者(不在者投票管理者)にお問い合わせください。

③郵便等による不在者投票

身体に一定の重度の障害を有する人は、郵便等により自宅で投票することがあります。この制度を利用する場

合、郵便等投票証明書を発行するため事前に選挙管理委員会への申請が必要です。なお、この制度の投票用紙請求期限は、4月22日(水)までとなります。

※すべて郵便でのやりとりとなりますので、手続きはお早めをお願いします。

【開票】

日時：4月26日(日) 午後7時30分

場所：行方市立北浦中学校体育館

(臨時電話：0291-35-3866)

◆選挙開票結果については、行方市のホームページ(<http://www.city-namagata.taraki.jp>)でもお知らせします。



## 市議会議員選挙の開票速報をメールマガジンでお知らせします！

問 政策秘書課(麻生庁舎) TEL 0299-72-0811

### ■操作方法■

①バーコードリーダーで右記の2次元コードを読み取る(表示されたメールアドレスに空メールを送信)。→②登録したメールアドレスに仮登録メールが届く→③本登録用のURLにアクセスして本登録を行う。→④登録したメールアドレスに本登録完了のメールが届く。

※配信登録をしても「受信拒否設定」が解除されていない場合、メールマガジンが配信されませんのでご注意ください。なお、受信拒否設定の解除方法については、ご利用の電話会社にお問い合わせください。



# 屋外広告物の表示には許可が必要です

## ～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

### 【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」及び街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として条例に基づく罰則の対象となりますのでご注意ください。

◆老朽化していたり固定が不完全である屋外広告物は、強風時に倒壊や落下し通行人等に危害を及ぼす恐れがあるため、速やかに撤去、改修等を行ってください。

◆条例に違反する屋外広告物を表示すると、**罰金刑（最高100万円）**に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりにご協力ください。

◆屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

【問い合わせ】 都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎） TEL0299-55-0111  
茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ TEL029-301-4579

4月から市の組織の一部が  
変わります

総務課（麻生庁舎） ☎0299（72）0811

少子高齢化や人口減少などの政策課題に的確に対応するため、計画的かつ効果的な施策展開が図られるよう組織の見直しを行います。

また、業務の効率的な執行体制の構築に努めるとともに、本市の重要施策に対して、必要な人員を確保し、重点的に配置いたします。

### 組織見直しの概要（2課名の変更、1室の設置）

① 市長公室秘書課を『政策秘書課』に課名を変更します（秘書広聴G・行政改革推進Gを廃止し、政策秘書G・まちづくりGに変更）。

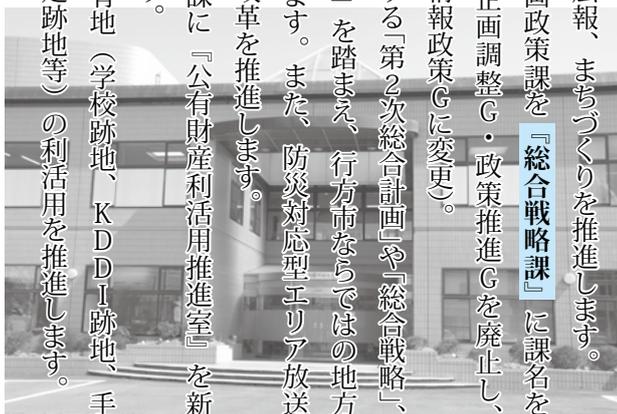
※政策秘書や広報、まちづくりを推進します。

② 市長公室企画政策課を『総合戦略課』に課名を変更します（企画調整G・政策推進Gを廃止し、地方創生G・情報政策Gに変更）。

※今年度策定する「第2次総合計画」や「総合戦略」、「人口ビジョン」を踏まえ、行方南ならではの地方創生を目指します。また、防災対応型エリア放送の整備や行政改革を推進します。

③ 総務部財政課に『公有財産利活用推進室』を新たに設置します。

※大規模な市有地（学校跡地、KDDI跡地、手賀ゴルフ場予定跡地等）の利活用を推進します。



# 平成 27 年 4 月から介護保険制度が変わります

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎）  
TEL 0299-55-0111

## ○平成 27 年 4 月からの主な変更点

### 1 介護保険サービス

(1) 特別養護老人ホームの新規入所対象が変わります。

・これまで要介護 1 から入所できましたが、これからは、原則要介護度 3 以上の高齢者に入所が限定されます。ただし、要介護 1・2 の方について、やむを得ない事情により市区町村から認められた場合には、特例として入所できます。

※平成 27 年 4 月までに既に入所されている要介護 1・2 の方は、引き続き入所できます。

(2) 介護報酬改定にかかる負担限度額認定証の取扱いが変わります。

・介護保険施設等の多床室の利用者負担限度額（第 2・第 3 段階）が「320 円」から「370 円」に改定されます。

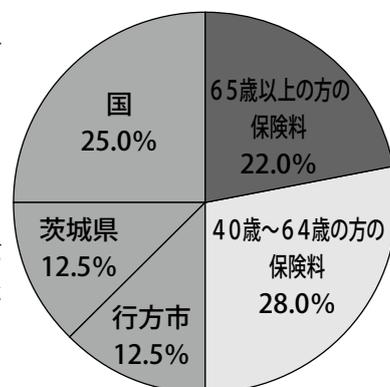
※平成 27 年 3 月 31 日以前に発行された認定証については、「320 円」を「370 円」に読み替えて、引き続き利用できます。

### 2 介護保険料

・65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の介護保険料は 3 年に一度見直され、平成 27～29 年度（第 6 期）の介護保険料額に変わります。

行方市で 3 か年の間に必要な給付費用の約 22%を負担していただくため、65 歳以上の人数や所得状況等を勘案して基準額を算定し、9 段階の保険料となっています。

給付費のうち、国・都道府県・市町村負担が約 50%、40 歳から 64 歳の方（第 2 号被保険者）の負担が約 28%、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の負担が約 22%となります



(在宅の場合)

年間保険料	平成 24～26 年度・第 5 期	平成 27～29 年度・第 6 期
【基準額】	52,560 円 (月額 4,380 円)	64,800 円 (月額 5,400 円)

※基準額対象者＝本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいて、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人

◎平成 27 年度からの介護保険制度の詳細については、平成 27 年 8 月からの制度改正と併せてパンフレット等でお知らせします。

行方市子育て支援総合  
ガイドマップを作成しました  
こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299（55）0111



市民にとって結婚から育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備の一環として、このたび、「子育てマップ」及び「行方市子育て支援ナビ」を作成しました。「子育てマップ（庁舎、公民館等に設置）」、「行方市子育て支援ナビ」のいずれも、市内にあるさまざまな子育て情報を一元化しており、

時間のない家庭でも必要な情報を適切な形で即時収集できるようにしています。

特に、「行方市子育て支援ナビ」はすでに開設している「子育て情報総合ページ」「子育て日和」を拡充するものとして、ウェブでの提供のほかスマートフォンアプリでの配信も可能にしています。

#### 行方市子育て支援ナビ

行方市地域ポータルサイト『なめがた日和』内の「子育て情報総合ページ」「子育て日和」([http://namegata.nypl.net/namegata\\_kosodate/](http://namegata.nypl.net/namegata_kosodate/))

スマートフォン専用アプリは Android 及び iOS 対応。プッシュ機能を実装し、ほしい情報をタイムリーに入手できるほか、GPS 機能とも連携し、現在地から最寄りの施設までの経路も入手できます。ぜひ、ご活用ください。



# シリーズ 国民健康保険

## 平成 27 年度から国民健康保険税が見直されます。

### ●税率、限度額の見直しについて

保険税内訳		平成 26 年度	平成 27 年度	増減 (H27-H26)
医療保険分 (0歳～74歳)	所得割	6.4%	6.5%	0.1%
	資産割	15%	15%	
	均等割	21,000円 / 1人	23,000円 / 1人	2,000円 / 1人
	平等割	26,000円 / 世帯	26,000円 / 世帯	
	賦課限度額	510,000円	520,000円	10,000円
後期高齢者支援分 (0歳～74歳)	所得割	1.8%	1.9%	0.1%
	資産割	4%	4%	
	均等割	3,000円 / 1人	5,000円 / 1人	2,000円 / 1人
	平等割	7,000円 / 世帯	7,000円 / 世帯	
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円
介護保険分 (40歳～64歳)	所得割	1.7%	1.8%	0.1%
	資産割	1%	1%	
	均等割	16,000円 / 1人	16,000円 / 1人	
	平等割	0	0	
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円
合 計	所得割	9.9%	10.2%	0.3%
	資産割	20.0%	20.0%	
	均等割	40,000円 / 1人	44,000円 / 1人	4,000円 / 1人
	平等割	33,000円 / 世帯	33,000円 / 世帯	
	賦課限度額	810,000円	850,000円	40,000円

### ●低所得世帯の軽減判定所得基準の見直しについて

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
7割軽減	世帯総所得金額が 33 万円以下の世帯	変更なし
5割軽減	世帯総所得金額が 33 万円 + (24.5 万円 × 国保加入者数) を超えない世帯	世帯総所得金額が 33 万円 + (26 万円 × 国保加入者数) を超えない世帯
2割軽減	世帯総所得金額が 33 万円 + (45 万円 × 国保加入者数) を超えない世帯	世帯総所得金額が 33 万円 + (47 万円 × 国保加入者数) を超えない世帯

※国民健康保険税は、国保に加入する皆さんが医療を受けるときの医療費の貴重な財源となります。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

## 市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全です。

手続は市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続の際は預貯金通帳及び通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続をお願いいたします。

### ◆口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税 目	納 期 限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

### ◆固定資産課税台帳縦覧期間 4月1日（水）～6月1日（月）※土日・祝日を除く 縦覧場所：税務課（麻生庁舎）

### ■2月実施の不動産公売結果のお知らせ

#### ○不動産（入札方式）

区分	所在	地目	地籍（㎡）	見積金額（円）	落札金額（円）	入札者数
14-15	南高岡	田	2,215	350,000	350,000	1人
14-16	西蓮寺	田	1,174	1,000,000	1,100,000	2人
			1,644			
14-17	根小屋	田	1,575	380,000	611,000	3人
14-18	麻生	田	1,232	550,000	755,000	2人
			357			
14-19	玉造	宅地	124.88	3,500,000	-	なし
			130.96			
			209.13			
			2.60			

#### ※公売中止となった物件の納税効果

区分	所在	地目	地籍（㎡）	見積金額（円）	中止の理由	徴収額
14-11	蔵川	田	1,314	470,000	完納	1,800,000
14-12	蔵川	田	1,714	690,000	完納	

○動産（インターネットによるせり売り方式）の結果については5月号でお知らせします。

# 麻生中2年生が「職場体験学習」

2月26日・27日の2日間、麻生中学校の2年生が行方市内にあるさまざまな職種の事業所で職場体験学習を行いました。

今回、市役所で職場体験をした3名の皆さんが取材、編集をして、このページを作成しました。

レポート

職場体験の様子を  
取材しました！

私たちは、2日間の職場体験学習を通して、その仕事に触れることで仕事をする「厳しさ」や、やり遂げた時の「達成感」を味わうことができました。

このような特別な機会を与えてくださった行方市役所の皆さまにとっても感謝しています。

最終日には、この職場体験学習にご協力いただいた他の事業所に取材をしました。

各事業所では、「大変だけど楽しい」という声が多く、同じ仕事は一つとしてない中で、「働く」ということに共通するものがあることがわかりました。

同じ麻生中生徒が仕事をしている姿が真剣そのもので、普段とはひとあじ違うものが見られました。



ミニストップ麻生店

みんなで声かけの練習をしていました。商品の陳列もしていて大変そうでしたが、お客さんが来るとしっかり挨拶をしていました。



フジサキスポーツ

私たちが着いたときには掃除をしていました。インタビューすると、普段は商品の移動か電話の応対をしているようです。



麻生小学校

幼稚園を訪問した後に麻生小学校を訪問。中学生と鉄棒を練習中でした。みんなフレンドリーに接してくれました。



麻生幼稚園

2カ所目に麻生幼稚園に行きました。園児はみんな活発で、私たちが帰り際に「バイバイ！」と手を振ってくれました。

## ★職員よりひとこと★

3名の皆さんは、2日間一生懸命仕事に取り組んでいました。初めての取材に緊張したと思いますが、積極的にインタビューし、写真もたくさん撮ることができました。取材先の中学生たちも、それぞれの事業所でがんばっていました。

今回、職場体験学習をした皆さんには、ここで学んだことを糧に、夢に向かって努力して欲しいと思います。私たちのアドバイスがその一助になれば幸いです。

(中・佐)

## 感想

市役所での体験は私たちにとって、とても有意義な時間となりました。

1日目には、北浦庁舎で市報の梱包をさせていただきました。ここでは職場での連携や、自分たちの知らないところでさまざまなものが動いていることなどを学びました。

2日目には、実際に取材や写真を撮ったりして、市報のこの貴重な一ページをいただきました。レイアウトや文章を考えるのは大変でしたが、市報の作成はとても楽しかったです。

私たちは、この2日間で普段と違うたくさんさんの体験をし、とても新鮮でした。また、職場の方々に親切にしてください、職場でのコミュニケーションは大切なのだと思いました。

この職場体験学習で学んだことや感じたことを大切にして、私たちそれぞれの目標に向かって歩みを進めていきたいと思えます。



土子さん・稲川さん・大野さん